

一関市住まいの省エネルギー改修推進事業補助金交付申請書チェックリスト

以下の補助要件及び提出書類を確認の上、ご提出ください。

申請書類に不備がある場合、補助金の交付決定まで時間を要しますので、予めご了承ください。

補助要件	チェック
【共通】	
申請者は、補助対象となる住宅の所有者ですか。	<input type="checkbox"/>
当該住宅は、一関市内にある一戸建ての住宅ですか。	<input type="checkbox"/>
補助対象には、住宅以外の部分は含まれていませんか。	<input type="checkbox"/>
補助事業は、補助金申請する年度の4月1日以降に開始し、同年度の2月末日までに完了しますか。(なお、既に事業が完了しているものは受付できません。)	<input type="checkbox"/>
今回、申請する箇所は、過去に当該補助金による補助を受けていませんか。	<input type="checkbox"/>
当該住宅は、現状において、省エネ基準又は ZEH 水準を満たしていませんか。	<input type="checkbox"/>
他補助金を利用する場合は、補助対象経費が重複していませんか。	<input type="checkbox"/>
市税を滞納していませんか。	<input type="checkbox"/>
【省エネ改修の場合（共通）】	
改修後、耐震基準に適合しますか。	<input type="checkbox"/>
設備の効率化に係る工事費は、開口部及び躯体等の断熱化工事費と同額以下となっていますか。	<input type="checkbox"/>
【省エネ改修の場合（全体改修）】	
改修後、省エネ基準又は ZEH 水準に適合しますか。	<input type="checkbox"/>
階数が2階以下、かつ床面積が500平方メートル以下の木造住宅において、全体改修により ZEH 水準に適合する場合、要綱第3の区分2（4）のいずれかの要件を満たしていますか。	<input type="checkbox"/>
【省エネ改修の場合（部分改修）】	
要綱別表第1に掲げる要件 ・複数の開口部を改修する工事内容となっていますか。 ・対象建材は対象型番等に該当しますか。	<input type="checkbox"/>
要綱別表第2に掲げる要件 ・対象設備は要件等を満たしていますか。 ・備考に該当する場合、内容を満たしていますか。	<input type="checkbox"/>
【構造補強の場合】	
要綱第3の区分2を実施し、全体改修により ZEH 水準に適合しますか。	<input type="checkbox"/>
要綱第3の区分2（4）アからウ及びオに掲げるいずれかの要件を満たしていますか。	<input type="checkbox"/>

提出書類	チェック
【共通】	
① 住まいの省エネルギー改修推進事業補助金交付申請書 様式第1号	<input type="checkbox"/>
② 事業計画書 別紙1	<input type="checkbox"/>
③ 経費配分書 別紙2	<input type="checkbox"/>
④ 実際の事業費の内訳 (参考様式)別紙2	<input type="checkbox"/>
⑤ 住宅の所在地及び所有者が確認できる書類 ・固定資産税納税通知書（申請年度の通知）の写し、登記事項証明書等の写し等	<input type="checkbox"/>
⑥ 住宅の所有者が複数の場合、代表者に交付の全てを委任することを確認できる書類 ・委任状 (参考様式)委任状	<input type="checkbox"/>
⑦ 住宅の延べ面積が確認できる書類 ・確認済証の写し等	<input type="checkbox"/>
⑧ 住宅の現状が確認できる書類 ・改修する箇所の現況写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）等	<input type="checkbox"/>
⑨ 事業の開始日が確認できる書類 ・契約書の写し等	<input type="checkbox"/>
⑩ 市税の滞納が無いことを証明する書類 ・納税証明書（前年度分）	<input type="checkbox"/>
【省エネ診断の場合】	
⑪ 建築業者以外の見積もり（事業費の算出にあたっては、建築業者のほか1者から見積もりを徴収し、2者のうち最低額とするものです。）	<input type="checkbox"/>
【計画策定の場合】	
⑪ 建築業者以外の見積もり（省エネ診断の場合と同じ）	<input type="checkbox"/>
【省エネ改修の場合（共通）】	
耐震基準に適合することが確認できる書類 ・耐震診断結果の写し、住宅性能評価書の写し、確認済証の写し等	<input type="checkbox"/>
【省エネ改修の場合（全体改修）】	
要綱第3（3）エに該当する場合、要件を満たすことが確認できる書類 ・構造安全性が分かる構造計算書、住まいの省エネ改修推進事業における住宅の省エネ改修に係る同意書【参考様式】等	<input type="checkbox"/>
【省エネ改修の場合（部分改修）】	
国で定める基準を満たす工事内容であることが確認できる書類 ・建材・設備の型番が分かる性能証明書の写し、カタログの写し等	<input type="checkbox"/>
【構造補強の場合】	
国で定める基準を満たす工事内容であることが確認できる書類 ・構造安全性が分かる構造計算書等	<input type="checkbox"/>
建築業者以外の見積り（省エネ診断の場合と同じ）	<input type="checkbox"/>